

# 労働組合の新しい課題と公益

こまつ  
小松りゅうじ  
隆二

●白梅学園・理事長

## 1. 時代と共に変わる労働組合

### (1) 労働組合の組織・機能の変化と社会認識

労働組合とは、労働者によって組織され、労働者のために、労働者自らが活動する団体である。その目的とするところは労働・生活諸条件と権利の維持・改善である。

とはいえ、労働組合も、法認された団体である以上、社会性を忘れることはできない。しかも、その社会的役割は時代と共に変化する。現代は、労働組合も労働者のこと、組合員のことのみを視野に置いて活動すれば済むという時代ではなくなっている。労働者や組合員の労働・生活諸条件の維持・改善のためにも、企業や労使関係の枠を超えて、自らもその一員である地域や市民生活との連携・調和が不可欠になっている。また、労働組合の発展・社会的地位の向上を考えても、＜自らを超える思いやり＞が原点となる公益や社会に対する役割分担や責任を受け入れることも不可避になっている。

いうまでもなく、労働組合は歴史的所産である。基本となる目的や理念は時代を超えて変わらない

としても、組織や機能や役割は、時代と共に変わらう。例えば、生活水準の向上と共に、組合の重点を置く課題や役割も変わってきた。また労働市場の変化と共に、組合の組織や機能も変わってきた。その過程で、自らの組織を超える地域や市民に関わる全市民的・公益的な課題に対する姿勢・対応も変わってきた。

現に、労働組合は、当初は労働諸条件の維持・改善に主たる関心があった。やがて労働条件から生活条件に、つまり職場や労使関係に関わる問題から、職場や労使関係を超える家庭や地域の生活に関わる問題にまで関心や活動を拡大してきた。それに対応して、ウエップ夫妻に見られたように、労働組合の目的も定義も、労働諸条件の維持・改善から、労働・生活諸条件の維持・改善に拡大してきた。労働者にとっても、生活というものは企業や労使関係の枠を超え、地域や市民ともつながるものである。

それだけに、労働者・労働組合は、時代ごとに労働組合にとって必要なもの、欠けているもの、あるいは重視すべきもの等を絶えず検証・確認する必要がある。

## (2) 労働者の関心の拡大と組合離れ

時代を溯ると、特に太平洋戦争以前には、労働者・労働組合は自らの属する企業や組合以外の労働者・労働運動との連携・連帯に意外に関心が強かった。どこかで争議が起これば応援に駆けつけるなど、横断的な活動・連携を意識することがよくみられた。労働者は団体交渉権も対等性も認められなかったので、連携・連帯は現実に必要なものであった。

当時の労働や労使関係の現場では、労働者・労働組合は、問題や要求があっても、争議等に持込まないと、経営者からは団体交渉にも簡単には応じてもらえなかった。そうかといって、個々の組合の脆弱性から争議に持込むには、組合外の支援が必要であった。そこに労働者同士にある程度連帯意識が成立することになった。

しかるに、戦後になって、国民に基本的人権が保障され、労働者にも団結権など基本的権利が保障されると、労働者・労働組合の関心は、目先の賃金など労働諸条件の維持・改善に主に向けられるようになる。運動も労働諸条件の決定に権限を持つ企業との団体交渉が中心になる。地域や社会への関心や発信が弱くなっていく。

実際に、1955年以降すすめられた春闘では、全国的・産業的連携を計りつつも、現場の活動は企業レベルで行なわれることが多かった。企業レベルの賃金交渉などで合意・協定が結ばれば、春闘は終結ということになった。社会的・国際的主張は掲げられても、スローガン程度の扱いで済まされることが多かった。

ところが、春闘等の成果で、労働諸条件が改善されると、労働者は企業内の労働運動の成果にはそれほど期待を抱かなくなる。春闘は形式的・儀式的な面が強くなっていく。むしろ、労働者には、それぞれの関心から企業や労働組合を超えて地域や社会における課題に興味を示すものが増えてい

く。環境・景観の保護、まちづくり、多様なボランティア活動等の課題である。いずれも、一組合や一企業を超える公益性の高いものである。

それに対応して、近年、労働組合は地域や市民との関わりを問われだしている。それは、労働運動が、労働者の組合離れにみられるように壁・限界に突き当たっているからという見方も可能であるが、労働組合が発展し、ゆとりができた証左という見方もできないわけではない。いずれにしろ、労働組合は、地域や市民にも配慮する公益の理念や活動を無視できなくなっているのである。

## 2. 太平洋戦争前の 労働組合運動と公益性

以上の概観に加え、もう少し詳しく労働組合の歩みと公益性について説明することにしたい。

太平洋戦争以前の日本では、労働者も国民も、基本的人権を十分には保障されていなかった。基本となる普通選挙法は、1925年に制定されたものの、対象は男性のみであった。女性や公民権停止者等には権利は認められなかった。

また労働者は、実質的には労働組合を結成できたものの、団結権、団体交渉権、争議権を法認されることはなかった。

そういった時代に、権利の要求等に取り組む国民の中核は、労働者であった。貧困はじめ、多様な社会問題の解決に関与できた最大の運動の一つも、労働組合運動であった。それほどに、明治期をはじめ、戦前を通して、労働組合は活動そのものが社会性・公益性を持っていた。まともな労働組合なら普通選挙、義務教育の拡充、諸権利の拡大など企業や労働組合の枠を超える課題も目標に掲げる例がむしろ普通であった。

そうでなくても、労働者は国民の下層を形成しており、労働組合の権利や労働・生活諸条件の維

持・改善は、底上げ効果により、国民全体の権利・地位・生活水準の向上にもつながった。

その労働組合の組織は、戦前は横断組合が中心であった。しかるに、1921年以後、大企業中心に企業ごとに縦割りに組織される企業別組合が生成した。それによって、全体としては横断組合を主たる柱に、それに企業別組合が併存する時代になる。その1920年代に活動する企業別組合は、少なくとも当初は企業内に閉じこもるのではなく、戦闘的で、経済的条件以上に、社会的主張・要求を前面に出して活動した。

その点でも、自らの、また国民の生活や権利の改善を訴えたのは、社会主義者や文化人以外は、主に労働者と労働組合であった。しかも、僅かずつであれ、国民全体の生活水準の向上や権利の拡大にも寄与できた。その点で、労働組合とその運動は、意識はしなくても、社会的・公益的性格の一端を身に付けていたのである。

### 3. 太平洋戦争後の 労働組合運動と公益性

太平洋戦争後、荒廃した経済・社会状況の中で、労働組合・労働運動は一気に開花した。敗戦後の混乱・混迷の中では労働・生活諸条件を維持・改善することは難しく、労働者は最低限度の暮らしの維持のためにも立ち上がらざるをえなかったのである。

その際、労働組合は、圧倒的に企業別組合、それも企業の中で全員加入、またはそれに近い型の企業別組合に変わった。その淵源は前述の第一次世界大戦後の大企業中心の雇用状況の変化と企業別組合の生成にあった。その結果、労使交渉も、企業レベルで団体交渉や協約・協定をすすめ、締結するあり方が主流になっていく。

それに対し、全国的連合や産業別連合は、傘下

の労働組合の連携・協力をはかりつつ、全国レベルや国際レベルの課題に取り組むという役割分担を行ってきた。ただし全国的連合なども、労働・労使関係の枠を超えて地域や市民の多様なニーズや活動に応えるという公益的関心には欠けるものがあった。

そのような連合レベルと企業レベルの役割分担というあり方・取り組みが春闘体制の大勢となるが、もちろん横断的な産業別の交渉・運動もなくなるわけではなかった。企業を超える産業別交渉も残り続けた。

労働組合・労働運動は、春闘中心に企業に閉じこもる方向に向かうにつれ、地域や市民全体に対する関心が弱くなり、社会性・公益性が薄れていく。労働・生活諸条件でも、大企業や官公庁等の労働者には遠い存在の最低賃金制や生活保護制度などは自らの問題とは受けとめられなくなっていく。

それに対応して、時代と共に、賃上げなど企業レベルの労働諸条件はほぼ目的を達成するので、春闘でも、次第に賃上げ10%などという顕著な成果は過去のものになり、労働条件の大幅な引き上げは難しくなる。当然、運動による成果は目立たないものになっていく。それと共に、労働者は春闘や企業レベルの交渉にはそれほど期待を抱かなくなる。

それに代わって、労働者の関心は多様になり、企業を超えて地域で環境保護、まちづくり、教育の充実を求める活動、さらに社会福祉施設等でのボランティア活動に参加するもの等が増えていく。より良い暮らしの実現には、既存の労働組合に期待するだけでは無理と考えるようになり、企業や企業別組合を超えてNPO法人や公益諸団体に参加するもの、あわせて労働者の組合離れも進行していく。

そこで、労働組合においては、労働者のより充

実した生活の実現に向けて、企業や労使関係の枠を超えて、社会保障の拡充、まちづくりの拡大、教育の充実のように地域や市民全体の問題にも積極的に取り組む方向に転換することが課題になってくる。少なくとも、一組合・一企業を超える視野で活動・運動をしない限り、より高い生活水準の達成は難しくなっているという認識が労働組合にも、労働者にも広がる。

この労働組合の視野や活動の地域・市民全体への拡大には、自分を超えるという公益の理念・活動が関わってくる。そうなると労働組合がNPO法人や公益諸団体を結成、あるいは連携する状況も多くみられよう。また、若者や女性の労働組合への加入も徐々に回復するであろう。

そのような対応なしには、労働者のより良い暮らしの実現、そして労働組合への労働者の関心の回復は難しい。

#### 4. 労働者のより良い暮らしと公益

労働者のより良い暮らしは、従来のように主に企業と労使関係に関心を向け、労働・生活諸条件の維持・改善に努めれば実現できるというものではない。より良い暮らしのために、国の政策である社会保障の充実、また地域や市民と共にあるまちづくりなど、地域や市民全体に関わる公益の理念と活動の受け入れも不可欠になっている。

たしかに、労働者にとっては、労働・生活諸条件の維持・改善には労働組合が現在も最も頼りになる存在ではある。それなら、労働組合は労働者の労働・生活のあらゆる要望・課題に応じてくれるかということ、決してそうではない。

より良い生活を実現するには、労働者は、労働組合以外の団体や活動、また企業や労使関係を超える団体や活動にも注意を向ける必要が出ている。

現に、社会保障の拡充、環境・景観の保護、それらを含むまちづくり、あるいは多様なボランティア活動の必要も認識し、個人的に地域で様々な団体や活動に参加する労働者が増えている。

それに対応して、労働組合も、企業や労使関係の枠と同時に、それを超えて地域全体・市民全体のことも考えて活動する必要がでてきている。むしろ、労働・生活諸条件の維持・改善を目指す運動にとっても、そのような多様な活動との連携・連帯が課題になっている。

この間、地域や市民生活を視野にいれるNPO法人や公益法人の領域では、大衆化・市民化をみざす一連の公益・公益法人改革がすすめられた。公益法人が、個々の法人に閉じこもるあり方で終わらず、地域や市民とのつながり・連携を大切にする方向へと舵取りをし直す必要に迫られたのである。公益法人などの市民化・地域化・大衆化、同時に専門化・高度化が訴えられた流れである。

実は、労働組合もそのような公益法人改革を自らの問題として受けとめる必要があった。もちろん、労働組合は公益法人ではない、また企業でもない。とはいえ、公益活動・公益法人の市民化・地域化・大衆化の流れに沿った公益・公益法人改革を、労働組合も他人事と見過ごしてはならなかったはずである。というのは、労働組合も、公益法人に劣らず、自らの組織を超えて地域や市民とのつながりを検討すべき状況・段階にあったからである。

協同組合でも、そのようなあり方が一層強く認識されだした。しかし、労働組合の多くは、公益・公益法人改革は他人事で、自分たちの関わる問題とは受け止めていなかった。

それでも、その改革の一つのきっかけにもなった二つの大震災では、多くの労働者・労働組合もボランティア活動に従事し、支援・協力に関わった。そこに、労働組合・労働運動が自らの関わる

企業や組合員のことのみでなく、地域や社会にも注意を向ける地域化・市民化のあり方を視界に入れたことがうかがえた。労働者のより良い暮らしのためには、労働組合も、地域や市民との連携・連帯、つまり市民化・地域化、ひいては公益の役割を視野に入れる時代に入ったということである。

その点で、労働組合にあっても、機能として、対内的には共済機能に加えて企業・経営に対するチェック機能、対外的には労使関係・団体交渉機能に加えて、社会的機能とまちづくりなどの総合的生活機能にも関心を向ける必要がでてきたということである。

## 〱 おわりに —労働組合の地域化・市民化・公益化—

現代の労働組合は、より良い生活の実現のためには企業や労使関係の枠を超える広い視野と活動が必要とされている。それが労働者の労働組合離れを解消する契機の一つにもなりうる。

今日では、労働者のより良い生活は、労使関係で決まる賃金、労働時間、休日等のみで支えられるのではない。企業を超える社会保障、まちづくり、教育の整備・拡充、税制の市民化等も関わってくる。さらに、労働条件でも、欧米の労働組合のように最低賃金、労災補償、失業補償（雇用保

険）など大企業や官公庁労働者が従来軽視してきたものも含めて、総合的に受けとめることも必要である。労働条件は良くても、社会保障、住宅・まちづくり、教育条件等が後れているようでは、労働者生活は充実も安定もしない。

今や、労働組合も、労働諸条件の維持・改善のみでなく、労使関係の枠を超えて一歩進みで、多様な課題に関心と活動を向ける必要がある。それら全体のより高い水準への改善・向上があつて、労働者生活の一層の改善も可能になる。その時には、企業・経営へのチェック機能、それに地域・市民に目を向ける社会的機能と総合的生活保障機能への労働組合の視野や活動の拡大も一層必要になるであろう。実際に、労働組合も、社会貢献・社会的責任の一端を担えるほどの発展を遂げている。幸い、現代の公益活動は、組合がサービスを提供すれば、それが組合にもプラスに返ってくる特徴を持つようになっている。

要するに、現代の労働組合には、企業や労使関係の枠にのみ囚われるのではなく、それを超えて地域や市民にも関心を向けることが必要になっている。それは、自らを超えて地域や市民との連携や相互貢献を受け入れることであり、労働組合の地域化・市民化につながる。それこそ、公益の理念に通じるものであり、今後労働組合が真摯に検討し、対応すべき課題といえよう。

### <参考文献>

- 現代公益学会編『東日本大震災後の公益学と労働組合』公益叢書2、文眞堂、2014年
- 現代公益学会編『東日本大震災後の協同組合と公益の課題』公益叢書3、文眞堂、2015年